

官報號外 昭和十

昭和十二年八月一日

○第七十一回 帝國議會 貴族院議事速記錄第六號

昭和十二年七月三十一日(土曜日)午前十時
六分開議

議事日程 第六號

昭和十二年七月三十一日

午前十時開議

第一 貿易及關稅
法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第一 貿易統合法(政府提出)

一 工業組合法中改正法律案（政府 第一讀會，讀委員長報告）

四 百貨店法案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

酒造組合法中改正法律案（政府提出） 第一讀會ノ續（委員長報告）

(伯爵松平頼壽君) 報告ヲ致サセマ

卷之三

〔近藤書記官朗讀〕

於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ

委員長 子爵高喬 是賢君

李貞子 副委員長 男爵沖 貞男君

委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

報告書

易組合法案可決報告書
美組合法中女王法律案可決報告書

中改正法第百四十九號
華率告書

官報號外

昭和十二年八月一日

貴族院議事速記錄第六號

議長ノ報告

議員ノ請暇

平津平地ノ戰鬪經過ニ關スル陸軍大臣ノ報告

五七

同日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案 ハ即日之ヲ衆議院ニ送付セリ	軍機保護法改正法律案	兵役法中改正法律案	裁判所構成法中改正法律案	大正十年法律第百二號中改正法律案	刑事訴訟法中改正法律案	○議長(伯爵松平頼壽君) 是ヨリ本日ノ會議ヲ開キマス、伯爵副島道正君海外旅行ニ付會期中、請暇ノ申出ガゴザイマシタ、之ヲ許可スルコトニ御異議ゴザイマセヌカ 〔異議ナシト呼フ者アリ〕	○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス	○議長(伯爵松平頼壽君) 陸軍大臣及海軍大臣ヨリ、北支事件ニ關スル發言ヲ求メラレマシタ、之ヲ許可致シマス、杉山陸軍大臣	○國務大臣(杉山元君) 本月二十八日以後ノ平津平地ニ於キマスル戰闘經過ノ概要ヲ説明致シマス、隱忍ニ隱忍ヲ重ネマシタ我ガ駐屯軍モ、二十五日夜ニ於キマスル郎坊事件次デ二十六日ニ於キマスル北平廣安門事件等續發スルニ及ビマシテ、遂ニ支那側ニ於ケル協定實行ノ誠意ナキモノト認メマシテ、駐屯軍ハ其ノ任務遂行竝ニ自衛上、斷乎トシテ第二十九軍ヲ膺懲スルコトニ決シマシタコトハ既ニ申上ゲタ通りデア
--------------------------------------	------------	-----------	--------------	------------------	-------------	--	-------------------------	---	---

リマス、我が駐屯軍ノ此ノ決意ハ眞ニ已ム
ヲ得ザルニ出タモノデアリマシテ、我ガ軍
ノ目標トシマスル所ハ、抗日挑戦ヲ敢テ致
シマシタ支那軍デアリマシテ、決シテ善良
ナル支那ノ民衆ヲ敵トスルモノデハアリマ
セヌ、從ツテ北平城内ニ於キマシテモ、支那側
ガ挑戦的行動ニ出デザル限りハ、武力ヲ使
用致シマセヌノハ申ス迄モナク、列國ノ權
益ヲ保護シテ居ルノデアリマシテ、我ガ軍
ハ先ツ北平ノ周圍ニアリマスル支那軍ニ、
斷乎タル膺懲ノ鐵槌ヲ加ヘルコトニナシタ
ノデアリマス、即チ二十八日ニハ北平郊外ノ
西苑、北苑及南苑附近ニ駐屯ヲ致シテ居リマ
スル支那軍ヲ擊壊シマスルヤウニ行動ヲ始
メタノデアリマス、此ノ日早朝、暴風雷雨
ガ起ツタノデアリマスルガ、我ガ飛行隊ハ此
ノ惡天候ヲ冒シマシテ出動シマシテ、西苑
ノ兵營ヲ爆撃ラシテ多大ノ損害ヲ與ヘマシ
タ、酒井兵团ハ西苑ノ北方四里ニアリマス
ニ於キマシテハ、川岸兵团、河邊兵团、萱
島部隊相協力致シマシテ、三方面ヨリ猛烈
ニ南苑ヲ攻撃致シマンタ、支那軍ハ早クモ
午前八時三十分頃ヨリ逐次退却ヲ始メマシ
タノデ、一部ヲ以テ之ヲ追撃シ、北平南側
ノ馬村附近デ殲滅的打撃ヲ與ヘマスルト共
ニ、尙モ抵抗ヲ持續致シテ居リマスル殘敵
ヲ掃蕩致シマシテ、午後六時ニハ完全ニ南
苑ヲ占領致シマシタ、此ノ日八寶山、蘆溝
橋方面ノ敵ハ不遜ニモ、豐臺附近ニ留ツテ守
備ニ任ジテ居リマシタ河邊兵团ノ一部ヲ攻
撃シテ來マシタノデ、河邊兵团ノ主力ハ馬
村附近ノ戰勝後ニ直チニ轉進致シマシテ豐
臺ニ還リ、此ノ敵ヲ攻撃致シタ次第デアリ
マス、天津方面ニ於キマシテハ、我ガ軍ハ
北平ト同様ニ戰禍ノ巷トスルノヲ避ケテ居

タノデアリマスルガ、支那軍ハ我が兵力妙シト侮ツノデアリマスルカ、第三十八師團ノ一部ガ保安隊ト共ニ二十八日夜半ヨリ我ガ軍司令部飛行場等五箇所ヲ攻撃シテ参リマシテ、猛烈ナル市街戦ヲ演ズルニ至サタノデアリマス、併シナガラ翌朝迄ニハ敵ニ多大ノ損害ヲ與ヘマシテ、一先ツ擊退スルコトガ出来タノデアリマス、次イデ翌二十九日ニハ北平西方地圖ニ於キマシテハ、我ガ軍ハ再び酷熱ヲ冒シマシテ、西苑附近ニ於キマスル敵ノ抵抗ヲ逐次排除シツ、前進致シマシテ、河邊兵团ハ午後六時ニ蘆溝橋ヲ完全ニ占領致シマシタ、酒井兵团モ亦午後七時ニ蘆溝橋ノ西北約一里、永定河ノ東岸ニアリマスル所ノ衙門口ヲ占領致シマシテ、該方面ノ永定河左岸ヲ完全ニ占領スルコトガ出来タノデアリマス、北平ノ城内ニ於キマシテハ、最初ノ方針ノ如ク、我ヨリ進ンデ武力ヲ使用スルコトナク、専心居留民ノ保護ニ任ジテ居ツタノデアリマスルガ、支那側モ敢テ事ヲ起シマセズニ、城内ニアリマシタ第三十七師ノ部隊ハ二十九日ノ夜密ニ保定方向ニ退却シタモノノヤウデアリマシテハ、城内ニハ第百三十二師ノ二箇團ヲ殘スノミトナリマシタ、此ノ夜空暫元モ亦泰徳純、憑治安等ヲ帶同シテ保定ニ逃走シタト傳ヘラレテ居リマス、天津方面ニ於キマシテハ、支那軍ハ依然トシテ執拗ナル攻撃ヲ継ケマシタノデ、駐屯軍ハ自衛上已ムヲ得ズ支那軍ノ占據シテ居リマスル主要ナル地點ヲ爆撃スルコトニ決心致シマシタ、駐屯軍司令部ハ天津市内ノ治安ヲ維持シ、居留民ヲ保護スル目的ヲ以チマンテ爆撃ヲスルノデアルガ、列國ノ權益尊重、居留民ノ保護ニ關シテハ最善ヲ期スル旨ヲ聲明致シマシタ後ニ、二十九日午後ニ至リマシテ、保安總隊本部、警備司令部等ヲ爆撃ヲシテ多大ノ效果ヲ收メタノデアリマス、此ノ夜少數ノ敵ハ東站停車場等ヲ夜襲ヲシテ來タノデアリ

デアリマス、昨三十日ニ於キマシテハ、主
ナル兵團ガ蘆溝橋對岸ニアリマスル長辛店
附近ノ高地ヲ占領スベク、午後一時ニ攻撃前
進ヲ開始致シマシテ、午後三時ニハ早クモ完
全ニ目的ヲ達成致シマシテ、敵ヲ遠ク南方
ニ撃擣スルコトガ出來タノデアリマス、又
鈴木兵團ノ一部ハ北苑ノ殘敵ノ武裝解除ヲ
致シタノデアリマス、天津ニ於キマシテハ
「フランス」租界ガ通行ガ出來マセヌノデ、支
那街ノ一部ヲ掃蕩致シマシテ、日本租界ヨ
リ金湯橋ヲ經テ東站停車場ニ至ル沿線ノ地
區ヲ占領シテ、日本租界ト停車場トノ交通
連絡ヲ確保スルコトガ出來タノデアリマス、
第二十九軍ハ天津郊外ニ撤退ヲ致シマシテ、我
既ニ積極的行動ニ出ヅル意圖ハ薄クナックヤ
ウニ考ヘラレマス、尙塘沽ノ對岸大沽ニ居リ
マスル支那軍モ二十八日以來遂ニ我ヲ射撃
スル等ノ挑戰的行動ニ出デマシタノデ、我
ガ駐屯軍ハ二十九日ニ海軍ノ協力ヲ得マシ
テ、猛烈ナル攻撃及爆擊ニ依リマシテ、多
大ノ損害ヲ與ヘテ敵ヲ沈黙セシメ、翌三十一
日前十時過ギニハ、完全ニ之ヲ占領致シ
マシテ、支那軍艦一隻ヲ鹵獲致シマシタ、
通州ニ於キマシテハ、二十八日ニ冀東保安
隊ガ叛亂ヲ起シマシタノハ事實ノヤウデア
リマシテ、僅少ナル我ガ守備部隊ハ約三千
ノ敵ニ包圍ラサレマシテ苦戦ヲ續ケマシタ
ガ、飛行隊ノ爆擊ニ依ツテ漸ク圍ミヲ解カセ
ルコトガ出來タノデアリマス、併シナガラ
我ガ居留民ノ状態等ハ遺憾ナガラ未ダ其ノ
眞相ガ判明致シテ居リマセヌ、斯クノ如ク
致シマシテ、平津地方ニ於キマシテハ、大
ナル支那軍隊ハ潰滅ヲ致シマシタガ、尙殘
敵ガ各所ニ蠢動致シテ居リマシテ、未ダ治
安ノ回復ニハ相當ノ時日ト兵力トヲ要ス
ルト考ヘル次第デアリマス、次ニ中央軍
ノ北上ノ情況ニ付テ申述ベマス、中央軍
ハ七月十日前後カラ平漢鐵道ニ沿ヒマ

二十二三日頃ニハ河北省ニ進入ヲ致シテ居リマスル兵力約七萬ヲ算スルニ至ツテ居リマス、是等ノ中央軍ハ保定カラ以南蘆溝橋ノ南方約四里ニ當ル所デアリマス、此ノ良郷附近ニ瓦爾間ニ居リマシタル所ノ、河北省在來ノ東北軍系デアリマス萬福麟ヤ馮占海ノ軍ガ約三萬ト共ニ、昨今逐次前方ニ詰メ掛ケテ來テ居ル狀態デアリマス、其ノ後方鄭州附近ニモ各方面ヨリ兵力ヲ集メマシテ、現在デハ約十二、三萬ニ達シテ居リマス、又津浦鐵道方面ニハ徐州及海州ニ約四五萬ノモノガ居リマスル外ニ、最近ハ濟南方面ニモ若干ノ中央軍ガ進出ラシテ來テ居ル模様デアリマシテ、中央軍中ノ最モ精銳部隊ト稱セラレテ居リマスル南京ノ軍官學校ノ教導總隊モ、既ニ出動ラシテ居ル次第デアリマス、他方支那ノ空軍ハ未ダ一機モ平津地方ニ現ハレテ居リマセヌ、併シナガラ大體ニ隕海鐵道、此ノ沿線及ビ其ノ以南ニ於キマシテ、戰鬪準備ヲ著々實施ラ致シテ居リマス、以上ガ昨日迄ノ一般情況デアリマス、今後戰局ノ推移ハ豫斷ヲ許シマセヌガ、事態ガ擴大スルカ否カハ一一ニ支那側ノ態度如何ニ依ルモノデアリマシテ、現狀ニ於キマシテハ一層事態ガ重大化スルカモ知レナイノデ、陸軍當局ト致シマシテハ之ニ對スル用意準備ニ萬遺憾ナキヲ期シテ居リマス、又駐屯軍ニ於キマシテモ任務遂行竝ニ自衛上飽ク迄モ公明正大ニ、千萬人ト雖モ吾往カムノ意氣ヲ以テ、我ガ威武ヲ發揮シテ、益々奉公ノ誠ヲ竭サムコトヲ期シテ居リマス、之ヲ以テ終リマス

シテ第三艦隊及旅順要港部ノ兵力ヲ以テ、
支那沿岸及楊子江方面ノ警備ニ當ラシメ、
一部ヲ以テ陸軍ニ協力セシメラル、ト共ニ、
萬一ニ應ズル爲所要ノ兵力ニハ移動待機ヲ
命ゼラレテ居リマスガ、塘沽ニ於テハ平津
方面ノ情況進展ニ伴ヒ、所在ノ支那兵ニ不
穩ノ情勢ガアリマシタノデ、同地ノ警備ニ
任ジテ居リマシタ我ガ驅逐隊ハ、一層警戒
ヲ嚴ニシテ居リマシタ處、去ル二十九日支
那兵ガ我ニ向ヒテ發砲スルニ至リマシタノ
デ之ニ應戰シ、所在ノ我ガ陸軍部隊ト協力、
同方面ノ支那兵ヲ掃蕩シテ、三十日午後ニ
至リ白河下流ノ水路ヲ確保致シマシタ、山
東及中南支方面ニ於テハ、漸次排日ノ氣勢
ガ昂マシテ居リマスガ、警備艦ハ所在ノ帝國海
官憲ト協力シテ、極力事件ノ波及發生ヲ防
止スルニ努メテ居リマス、第三艦隊司令長
官ハ右ノ目的ノ爲、去ル二十九日、支那側
當局者ノ自重、警戒ヲ要望スルト共ニ、一
般ニ對シテモ、此ノ際不祥事件ヲ起スコト
ナキヤウ戒ムル所ガアッタ次第アリマス、
斯クシテ今日迄ノ所、茲ニ特ニ申上グル程
ノ事件ハ起シテ居リマセヌ、海軍ト致シマシ
テハ今後一層警戒ヲ嚴ニシツ、事件ノ擴
大波及ヲ抑止スルト共ニ、萬全ノ準備ヲ整
ヘテ萬一ニ備ヘ、以テ其ノ任務達成ニ遺憾
ナカラムコトヲ期シテ居リマス

貿易及關係產業ノ調整ニ關スル法律案
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也

昭和十二年七月三十日

貴族院議長伯爵山田英夫

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

貿易組合法案
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也

昭和十二年七月三十日

委員長 伯爵山田 英夫

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

工業組合法中改正法律案
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也

昭和十二年七月三十日

委員長 伯爵山田 英夫

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

「伯爵山田英夫君演壇ニ登ル」

○伯爵山田英夫君 貿易及關係產業ノ調整ニ關スル法律案、貿易組合法案及工業組合法中改正法律案ノ三案ノ特別委員會ノ審査經過竝ニ其ノ結果ヲ御報告申上ゲマス、此ノ三法律案ニ付キマシテハ、去ル七月二十九日及三十日ノ兩日ニ亘リマシテ、特別委員會ヲ開キ審議ヲ致シクノデアリマス、本案ノ提案要旨ニ付キマシテハ、過日本議場ニ於キマシテ商工大臣ヨリ御説明ガアリマシタノデ、之ヲ省略致シマシテ、委員會ニ於ケル質疑應答ノ要旨ヲ簡單ニ申上ゲマス、最初ニ商工大臣ヨリ本案提案ノ理由ノ説明ヲ聽取致シマシタ後、各委員ヨリ貿易統制ノ範圍及限度、貿易審議會ノ組織、貿易ニ及關係產業ノ調整ニ關スル法律案ヲ外地ニ適用スルコト等ニ關シ、詳細ナル質疑ガゴ

